

奈良県中央卸売市場における取引方法や決済方法等について

○奈良県中央卸売市場条例（抜粋）

第三章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第三十五条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第三十六条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として規則で定めるもの

せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、知事が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

三 前二号に掲げる生鮮食料品等以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第一号及び第二号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）について、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

一 災害の発生

二 入荷の遅延

三 卸売の相手方が少数である場合

四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

六 次に掲げる場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく販売開始時刻前に卸売をするとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合において卸売のための販売開始時刻以後の卸売によつては出荷者に著しい不利益をもたらすこととなるとき。

イ 市場外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

ウ 災害の発生地に緊急に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない特別の理由により卸売をする場合

七 第四十八条第一項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 前項の規定により相対取引をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 卸売業者は、第一項第二号及び第三号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて知事が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- 一 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - 二 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 5 知事は、第一項第二号の割合を定め、又は変更しようとするときは、意見を述べることに
ついて正当な理由を有する卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから
知事が指名する者（以下「指名利害関係者」という。）又は奈良県中央卸売市場取引委員会
の意見を聴くものとし、同号の割合を定め、又は変更したときは、その割合を市場内の見や
すい場所に掲示するものとする。
- 6 卸売業者は、第一項第三号に掲げる物品について、売買取引の方法を定め、又は変更しよ
うとするときは、その内容を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に
周知しなければならない。
- （売買取引条件の公表）

第三十七条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲
示等の方法により、公表しなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
 - 二 取扱品目
 - 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
 - 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、
内容及びその額
 - 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - 六 出荷奨励金等がある場合には、その種類、内容（交付の基準を含む。）及びその額
- （受託物品の即日販売）

第三十八条 卸売業者は、当日の上場できる時までには受領した受託物品は、その日のうちに上
場して販売しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限
りでない。

第三十九条 削除
（売買取引の単位）

第四十条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、重
量以外の単位によることができる。

第四十一条から第四十三条まで 削除
（卸売業者の業務の規制）

第四十四条 卸売業者は、市場外において、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その
他の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が卸売の業務
の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県
中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸
売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。
- （差別的取扱いの禁止等）

第四十五条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は卸売を受ける者に対し
て不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場
における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第五十三条第一
項の受託契約約款によらない場合その他の規則で定める正当な理由がある場合でなければ、
その引受けを拒んではならない。

第四十六条及び第四十七条 削除

(卸売の相手方の制限)

第四十八条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- 一 当該卸売の相手方が、卸売、加工又は小売を行う者であること。
 - 二 当該卸売に関係のある仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者との協議をあらかじめ行っていること。
- 2 前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第四十九条 削除

(市場外にある物品の卸売)

第五十条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、次に掲げる要件を満たす場合は、市場内にある物品以外の物品の卸売をすることができる。

一 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して、当該取引に参加する機会が与えられていること。

二 当該取引に係る物品について、次に掲げる事項が公表されること。

ア 引渡年月日

イ 物品名

ウ 等級又は階級

エ 荷姿

オ 量目

カ その他公正な価格形成を確保するために必要な事項として知事が定めるもの

三 当該取引に係る物品の引渡方法が定められていること。

四 当該取引において、事故等が発生した場合の適切な対応が定められていること。

2 卸売業者は、知事から前項の規定による取引に係る書類等について閲覧を求められたときは、その求めに応じなければならない。

3 知事は、第一項の規定による取引に関し疑義が生じた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴くものとする。この場合において、卸売業者は、当該取引の内容について説明しなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第五十一条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において、第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第五十二条 卸売業者は、市場において第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款等の作成及び備付け)

第五十三条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて次に掲げる事項を定めた受託契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。

- 一 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
- 二 受託物品の保管に関する事項
- 三 受託物品の手入れ等に関する事項
- 四 受信場所に関する事項

- 五 送り状又は発送案内に関する事項
- 六 受託物品の上場に関する事項
- 七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- 八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- 九 委託手数料に関する事項
- 十 委託者の負担すべき費用に関する事項
- 十一 仕切りに関する事項
- 十二 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか重要な事項

2 卸売業者は、市場における卸売のための物品の買付けについて次に掲げる事項を定めた買付契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。

- 一 買付物品の引渡し及び受領に関する事項
- 二 買付物品の保管に関する事項
- 三 買付物品の手入れ等に関する事項
- 四 受信場所に関する事項
- 五 送り状又は発送案内に関する事項
- 六 買付物品の上場に関する事項
- 七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- 八 買付物品の出荷者の負担すべき費用に関する事項
- 九 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか重要な事項

(受託物品の受領通知及び検収)

第五十四条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品（電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下「電子商取引に係る受託物品」という。次項において同じ。）を除く。）の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。

3 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。この場合において、前項ただし書を準用する。

4 卸売業者は、受託物品の異状については、第二項ただし書又は前項後段に規定する場合を除き、前二項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に對抗することができない。

(販売原票の作成)

第五十五条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、その写しを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、数量、相手方及び売買取引の方法を正確に記載しなければならない。

第五十六条 削除

(仲卸業者の業務の規制)

第五十七条 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

一 当該生鮮食料品等が次のいずれかに該当すること。

ア 市場内の取引において、卸売業者が卸売をしないものであること。

イ 市場内の取引において、卸売業者の卸売のみでは、仲卸業者及び売買参加者の需要を十分に満たすことができないものであること。

ウ 市場外の取引の状況等から、卸売業者の卸売のみでは、価格等の面で仲卸業者及び売買参加者にとって著しく不利益となるものであること。

二 当該生鮮食料品等を取り扱う卸売業者との協議をあらかじめ行っていること。

3 前項ただし書の規定により生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第五十八条 仲卸業者は、市場外において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(せり人の禁止行為)

第五十九条 せり人は、市場における売買取引について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 せり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正な行為をさせること。

二 その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受すること。

三 前二号に掲げるもののほか市場においてせり人として職務に公正を欠く行為をすること。

(売買取引の制限)

第六十条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

一 談合その他不正な行為があると認めるとき。

二 不当な価格が形成されていると認めるとき又は形成されるおそれがあると認めるとき。

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、市場での売買を差し止めることができる。

一 売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき。

二 買受代金の支払を怠つたとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第六十一条 知事は、衛生上有害な物品又は客観的な事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品等は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第六十二条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を知事に報告しなければならない。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第四号に掲げる物品を除く。）
- 二 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第四号に掲げる物品を除く。）
- 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品
- 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額（以下「取引金額」という。）にその金額の百分の十に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならない。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第四号に掲げる物品を除く。）
- 二 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第四号に掲げる物品を除く。）
- 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品
- 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（取引金額にその金額の百分の十に相当する額を加えた額をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第六十三条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第四号に掲げる物品を除く。）
- 二 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第四号に掲げる物品を除く。）
- 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品
- 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第四号に掲げる物品を除く。）
- 二 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第四号に掲げる物品を除く。）
- 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品
- 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品

3 卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び出荷奨励金等がある場合にあつては前月の出荷奨励金等の種類ごとの交付額（第三十七条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び出荷奨励金等に限る。）を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第六十四条 知事は、卸売業者から第六十二条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 知事は、卸売業者から第六十二条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及び卸売価格を売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分して

するものとする。

(仕切り及び送金)

第六十五条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の仕切書には、次に掲げる事項を正確に記載しなければならない。

一 当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この号において同じ。）、数量、単価に数量を乗じた額の合計額及び当該合計額の百分の十に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第七十条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じた額の合計額及び当該合計額の百分の十に相当する金額）

二 控除すべき第六十六条第一項に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

三 売買仕切金の額

3 卸売業者は、買付物品の卸売をしたときは、買付物品の出荷者に対して、その卸売をした日の翌日（販売代金の送付について買付物品の出荷者との特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、販売代金を送付しなければならない。

4 卸売業者は、第一項の売買仕切金については委託者が、前項の販売代金については買付物品の出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

5 仲卸業者は、第五十七条第二項ただし書の規定による買入れに係る代金を出荷者が指定する期日までに、出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

(委託手数料)

第六十六条 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、取引金額に、卸売業者が定める率（以下「委託手数料率」という。）を乗じて得た金額に、当該額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に規定する率と当該率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した金額とする。

2 卸売業者は、委託手数料率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

3 委託手数料率は、次に掲げる取扱品目ごとに定めなければならない。

一 野菜及びその加工品

二 果実及びその加工品

三 生鮮水産物及びその加工品

四 規則で定めるその他の食料品

4 卸売業者は、第二項の規定による届出に係る委託手数料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による届出に係る委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切であると認めるときは、その委託手数料率を変更すべきことを命ずることができる。

第六十七条 削除

(出荷奨励金の交付)

第六十八条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付したときは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けなければならない。

- 一 出荷奨励金を交付した相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 当該出荷奨励の対象とした物品の品目
- 三 出荷奨励金を交付した理由
- 四 出荷奨励金の交付の基準及び交付した金額

(買受代金の即時支払義務)

第六十九条 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその額の百分の十に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、前項の買い受けた物品の代金を卸売業者が指定する方法により送付しなければならない。

3 卸売業者は、第一項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約が効力を有する間、これを保存しなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

- 一 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 支払の場所、期日及び方法並びにその保証の方法等に関する特約の内容

4 知事は、前項の書面を必要により確認した場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 一 当該特約が、その他の仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者に対して不当な差別的取扱いとなるものであるとき。
- 二 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。

5 仲卸業者から物品を買い受ける者は、買い受けた物品の代金を仲卸業者が指定する期日までに、仲卸業者が指定する方法により送付しなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第七十条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第七十一条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付したときは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けなければならない。

- 一 完納奨励金を交付した相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 完納奨励金を交付した理由
- 三 完納奨励金の交付の基準及び交付した金額